

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「（市規則で定める場合にあつては、1年）」を削る。

第20条の3第1項中「を含む」を「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された職員を含む」に改める。

第22条の5を第22条の6とし、第22条の4を第22条の5とし、第22条の3の次に次の1条を加える。

（公募により任用された管理職員についての適用除外）

第22条の4 第12条の2の規定は、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第10条第1項の規定に基づき公募により任用された職員には適用しない。

第24条中第1項を次のように改める。

法第28条第2項第1号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。ただし、その休職の期間中に地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第68条第2項に定める傷病手当金の支給期間、同法第54条の規定により同法第53条第1項第8号に掲げる傷病手当金に準ずる短期給付が支給されている期間及び健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第2項に定める傷病手当金の支給期間以外の期間がある場合に限り、当該期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

第24条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条第4項中「（平成24年大阪市条例第71号）」を削り、同項を同条第3項とする。

附則第6項中「、第2項及び第4項」を「及び第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第20条の3の改正規定の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

- この条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第3項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第10条に規定する病気休暇について適用し、施行日前に開始した同条に規定する病気休暇については、なお従前の例による。
- 改正後の条例第24条の規定は、施行日以後に開始する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由による休職について適用し、施行日前に開始した同号に掲げる事由による休職については、なお従前の例による。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

病気休暇に係る給料の減額対象となる職員、単身赴任手当等の支給対象となる職員及び給与の支給対象となる休職者の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の給与に関する条例（抄）

（給料の減額）

第8条 省 略

2 省 略

3 第1項の承認があつた場合でも、負傷又は疾病（公務上のもの及び通勤によるものを除く。）に係る療養のための病気休暇が引き続き90日（市規則で定める場合にあつては、1年）を超えるに至つた日以後においては、その職員に支給すべき給料の額は、給料の月額の100分の50とする。

4 省 略

（災害派遣手当）

第20条の3 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本市に派遣された職員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本市に派遣された職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本市に派遣された職員を含む。）で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 省 略

（指定職給料表の適用を受ける職員の給与等）

第22条の3 省 略

（公募により任用された管理職員についての適用除外）

第22条の4 第12条の2の規定は、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第10条第1項の規定に基づき公募により任用された職員には適用しない。

第22条の4 - 第22条の5 省 略

第22条の5 第22条の6

（休職者の給与）

第24条 法第28条第2項第1号の規定による休職者（次項に規定する者を除く。）に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

法第28条第2項第1号の規定による休職者に対しては、その休職の期間中、期末手当及び勤

勉手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。ただし、その休職の期間中に地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第68条第2項に定める傷病手当金の支給期間、同法第54条の規定により同法第53条第1項第8号に掲げる傷病手当金に準ずる短期給付が支給されている期間及び健康保険法（大正11年法律第70号）第99条第2項に定める傷病手当金の支給期間以外の期間がある場合に限り、当該期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

2 スモン、ベーチェット病、パーキンソン病等の難病で市長の指定する疾患にかかり休職にされた者に対しては、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当の全額、満1年を超える2年に達するまでは、それぞれの100分の80を支給することができる。

3 省略
2

4 大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号）第35条の規定による休職者に対しては、
3

その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

附 則

1 - 5 省略

6 教育委員会所管の学校の職員については、第5条第4項から第8項まで、第10項、第11項、第13項及び第14項、第5条の3、第6条、第7条第1項ただし書、第2項、第4項及び第5項、第8条、第9条、第10条第2項から第4項まで、第11条第2項及び第3項、第11条の2第2項、第11条の3から第12条の2まで、第18条第1項及び第2項、第19条、第20条の2から第21条まで、第23条、第24条第1項、第2項及び第4項並びに第3項並びに第24条の2に規定する事項について、こ

れらの規定にかかわらず、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員との権衡を考慮して、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。